

激甚災害指定、災害救助法適用の状況

ア 激甚災害の指定状況（内閣府防災部門）

（１）激甚災害指定（県内）

5月29日から7月18日までの間における梅雨前線により発生した豪雨

（２）局地激甚災害指定（県内）

なし

イ 災害救助法の適用（厚生労働省社会・援護局）

県内における適用なし